

平成 19 年 10 月 2 日

各 位

丸全昭和運輸株式会社
取締役社長 野口 正剛

公正取引委員会からの下請法違反に伴う是正勧告について

当社は、平成 19 年 10 月 2 日、公正取引委員会から下請事業者に対する支払代金の減額について下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」)違反があったとして是正勧告を受けました。これは、当社が下請事業者との取引価格の協議において両者合意の上で一部減額した行為が、下請法違反に該当すると判断されたものであります。

当社といたしましては、今回の是正勧告を真摯に受け止め、是正勧告に従い速やかに措置を講じ、改めて社員のコンプライアンス意識の向上と、再発防止の徹底を図ると共に下請法遵守体制をより一層充実させる所存であります。

各位におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当社では同委員会が下請法の規定に基づき調査を開始したところ、平成 19 年 4 月 2 日開催の取締役会において、「下請事業者」に支払うべき下請代金の額から「値引き」等と称して減額する行為が下請法の規定に違反するものであることおよび今後、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じないこと等を決議し、平成 19 年 6 月 22 日に「下請事業者」対し、「減じた額」の返還を完了しております。

以上